

店頭 CFD 取引に関する事前説明書(LION CFD お客様用)対比表

2024年6月3日

(青文字部分が追加・変更、~~青文字部分~~が削除箇所)

現 行	変 更 後
<p><書面の名称> 店頭 CFD 取引に関する事前説明書(LION CFD のお客様用)</p>	<p><書面の名称> 店頭証券 CFD 取引に関する事前説明書(LION CFD (証券) のお客様用)</p>
<p>ヒロセ通商株式会社 登録番号: 第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41 号 加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562)</p> <p>本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が店頭証券 CFD 取引(以下、「本取引」といいます。)の契約を締結しようとする際はあらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。(本説明書の他に、「店頭証券 CFD に係るご注意」、「約款(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「取引説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「リスク説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「必要証拠金一覧表(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「信託保全説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」が契約締結前交付書面に該当します。)当社が提供する本取引は同法第 2 条第 22 項第 2 号に規定する店頭デリバティブ取引である CFD 取引になります。本取引には、価格変動リスク・レバレッジ効果によるリスク・電子取引システムの利用のリスク・信用リスクなど様々なリスクが存在します。お客様は契約の締結に先立ち、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任において契約手続きにお進みください。</p>	<p>ヒロセ通商株式会社 登録番号: 第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41 号 許可 : 商品先物取引業 農林水産省 経済産業省 加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562) 日本商品先物取引協会</p> <p>本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が店頭証券 CFD 取引(以下、「本取引」といいます。)の契約を締結しようとする際はあらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。(本説明書の他に、「店頭証券 CFD に係るご注意」、「約款(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「取引説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「リスク説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「必要証拠金一覧表(LION CFD (証券)個人のお客様用)」、「信託保全説明書(LION CFD (証券)個人のお客様用)」が契約締結前交付書面に該当します。)当社が提供する本取引は同法第 2 条第 22 項第 2 号に規定する店頭デリバティブ取引である CFD 取引になります。本取引には、価格変動リスク・レバレッジ効果によるリスク・電子取引システムの利用のリスク・信用リスクなど様々なリスクが存在します。お客様は契約の締結に先立ち、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任において契約手続きにお進みください。</p>
<p>店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について 1~4 は省略 5. 株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイデ</p>	<p>店頭証券 CFD 取引のリスク等重要事項について 1~4 は省略 5. 株価指数、ETF を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイデ</p>

<p>イティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額の受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティブロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。</p> <p>また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p> <p>6～15 は省略</p>	<p>イティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額の受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティブロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。海外市場に上場する有価証券等においては、権利調整に関する情報を適宜入手することができないため、権利落ち日以降に権利調整を預託証拠金において処理する場合があります。この際、権利調整額が差し引かれることにより、不足金やロスカット等が発生する可能性があります。</p> <p>また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p> <p>6～15 は省略</p>
<p>店頭 CFD 取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭 CFD 取引、又は顧客のために店頭 CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭 CFD 取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>a. 店頭 CFD 取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭 CFD 取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭 CFD 契約の締結を勧誘する行為</p> <p>c. 店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為[ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2 以上の店頭有価証券デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭有価証券デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘は禁止行為から除外されます。]</p> <p>d. 店頭 CFD 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</p> <p>e. 店頭 CFD 取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭 CFD 取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭 CFD 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず</p>	<p>店頭証券 CFD 取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭証券 CFD 取引、又は顧客のために店頭証券 CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭証券 CFD 取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>a. 店頭証券 CFD 取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭証券 CFD 取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭証券 CFD 契約の締結を勧誘する行為</p> <p>c. 店頭証券 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭証券 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為[ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2 以上の店頭有価証券デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭有価証券デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘は禁止行為から除外されます。]</p> <p>d. 店頭証券 CFD 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</p> <p>e. 店頭証券 CFD 取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭証券 CFD 取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭証券 CFD 取引契約を締結しない旨の意思を表示し</p>

らず、当該勧誘を継続する行為

f. 店頭 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

g. 店頭 CFD 取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

h. 店頭 CFD 取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

i. 店頭 CFD 取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結する行為

k. 店頭 CFD 取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭 CFD 取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

m. 店頭 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

n. 店頭 CFD 契約に基づく店頭 CFD 取引行為をすることその他の当該店頭 CFD 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

o. 店頭 CFD 取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 店頭 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭 CFD 取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員

たにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

f. 店頭証券 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

g. 店頭証券 CFD 取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

h. 店頭証券 CFD 取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

i. 店頭証券 CFD 取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭証券 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭証券 CFD 取引契約を締結する行為

k. 店頭証券 CFD 取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭証券 CFD 取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

m. 店頭証券 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

n. 店頭証券 CFD 契約に基づく店頭証券 CFD 取引行為をすることその他の当該店頭証券 CFD 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

o. 店頭証券 CFD 取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 店頭証券 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭証券 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭証券 CFD 取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員

(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)
若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭証券 CFD 取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭 CFD 取引をする行為

s. 店頭 CFD 取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

t. 店頭 CFD 取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭 CFD 取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. 店頭 CFD 取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 店頭 CFD 取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)
若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭証券 CFD 取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭証券 CFD 取引をする行為

s. 店頭証券 CFD 取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

t. 店頭証券 CFD 取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭証券 CFD 取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. 店頭証券 CFD 取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 店頭証券 CFD 取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

<p>当社の概要・連絡先及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>1.当社の概要及び連絡先</p> <p>当社の概要は次のとおりです。</p> <p>【商号】ヒロセ通商株式会社</p> <p>【住所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-3-19 MGビル</p> <p>【代表取締役】野市 裕作</p> <p>【登録番号】第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第41号</p> <p>【設立年月日】平成 16 年 3 月 18 日</p> <p>【資本金】1,084,665 千円</p> <p>【電話番号】06-6534-0708(代表)</p> <p>【URL】http://hirose-fx.co.jp</p> <p>【業務内容】第一種金融商品取引業</p> <p>【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562)</p> <p>【加入投資者保護基金】日本投資者保護基金</p> <p>当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりません。</p>	<p>当社の概要・連絡先及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>1.当社の概要及び連絡先</p> <p>当社の概要は次のとおりです。</p> <p>【商号】ヒロセ通商株式会社</p> <p>【住所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-3-19 MGビル</p> <p>【代表取締役】野市 裕作</p> <p>【登録・許可】第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41号</p> <p style="text-align: center;">商品先物取引業 農林水産省・経済産業省</p> <p>【設立年月日】平成 16 年 3 月 18 日</p> <p>【資本金】1,084,665 千円</p> <p>【電話番号】06-6534-0708(代表)</p> <p>【URL】http://hirose-fx.co.jp</p> <p>【業務内容】第一種金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562) 日本商品先物取引協会</p> <p>【加入投資者保護基金】日本投資者保護基金</p> <p>当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりません。</p>
<p>2024 年 1 月 29 日現在</p>	<p>2024 年 6 月 3 日現在</p>